

令和8年度三原市観光施策推進マーケティング調査業務仕様書

1 業務名

令和8年度三原市観光施策推進マーケティング調査業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務目的

本市では、令和6年3月に策定した「三原市観光ビジョン」を踏まえ、『瀬戸内の食や自然、祭りや歴史文化など、「三原ならではの」魅力を体感した方が、三原を好きになり、また訪れたい観光地』をめざしている。

本市には、国史跡の三原城跡や秋の紅葉が美しい佛通寺、瀬戸内海の多島美を眺めることができる筆影山など、四季折々の特徴を持った観光資源に恵まれており、広島県観光客統計調査における総観光客数は増加傾向にある。一方で、観光消費の拡大には十分に結びついておらず、市内への経済効果は限定的となっている。

その要因として、観光コンテンツが少ない本市において、観光客のニーズに合った効果的な観光施策の展開や、観光消費につながる長時間滞在型の形成が十分に進んでいないことが考えられる。

このため、本業務では、本市の観光スポット、宿泊施設等でマーケティング調査等を実施し、観光客の動向やニーズを把握・分析することで、滞在時間延長及び観光消費額の向上につながる観光施策の立案に活用することを目的とする。

4 業務内容

(1) マーケティング調査

ア 観光客の動向及び消費行動を把握するため、観光スポットや宿泊施設など観光客が訪れる場所でアンケート調査を実施すること。実施に当たっては次の内容に留意すること。

(ア) アンケート調査項目を作成し、調査・集計を行うこと。なお、調査項目については、発注者と十分に協議すること。

調査項目(例)

- ・旅の目的、訪問回数、滞在時間、訪問場所
- ・来訪きっかけ、参考とした媒体
- ・消費額、主な支出内容
- ・満足度、再訪意向 など

(イ) 調査における合計サンプル数は1,000件以上とし、調査実施日数は120日間以上とすること。

(ウ) アンケート結果は、クロス集計ができるよう基本属性を調査項目に含めること。

属性(例)

- ・性別、年代（10歳階）別
- ・居住地（市町村）別
- ・同行者数
- ・出身者、帰省者 など

(エ) アンケート調査の実施場所は、観光スポット5か所以上、宿泊施設10か所以上、祭り・イベント会場3か所以上（やっさ祭りは必須とする。）を設定して実施すること。なお、調査が特定のエリア・時期に集中することがないように留意すること。

(オ) 観光客に対するアンケート回答率を向上させるための施策を提案すること。

イ 仮説ターゲットの設定および調査実施

受注者は、既存統計、観光動向、市場環境等を踏まえ、本市における観光マーケティング上の仮説ターゲットを2件以上設定し、それぞれのターゲット特性に応じた調査手法及び分析手法を提案・実施すること。また、仮説ターゲットの設定理由と調査手法及び分析手法との関連性について示すこと。なお、ターゲットの設定等は発注者と協議の上、選定すること。

ウ 観光関連施設に対する意向調査

受注者は、観光客に接する観光関連事業者を対象として、観光動向、観光客ニーズ及び現場における課題等を把握するための意向調査を実施すること。

調査の実施に当たっては、現状や課題の把握に加え、各事業者が考える今後の取組の方向性、実施可能な取組、事業者間連携の可能性等、今後の意向及び提案についても収集すること。なお、調査対象施設及び調査対象事業者については、発注者と協議の上、選定すること。

エ 分析に当たっては、4(1)ア～ウの調査結果及び既存統計データその他関連資料を総合的に活用し、相互の関係性を踏まえた分析を行うこと。また、必要に応じて広島県観光連盟が保有する観光関連データを活用するなど、同連盟と連携し、情報収集に努めること。なお、分析結果については、本市観光における強み、弱み、現状及び課題を整理するとともに、今後の観光施策の検討に活用できる内容として取りまとめること。

(2) 観光施策の提案

マーケティング調査結果に基づき、本市における観光客の滞在時間の延長及び観光消費額の向上につながる施策を提案すること。なお、提案に当たっては、次のア～カを踏まえ、中長期的な展開を踏まえた施策イメージを明記するとともに、例示する事業が本市の観光振興に効果的であることを示すこと。

ア 令和8年9月30日までに、調査の進捗状況及び現時点で得られている情報等を踏まえ、想定される調査結果に基づく施策の方向性及び概要を提案すること。

イ 令和9年3月31日までに、マーケティング調査の結果を踏まえた具体的かつ詳細な施策提案を行うこと。

- ウ マーケティング調査結果を根拠とし、具体性のある施策を提案すること。
- エ 少なくとも2件以上の観光施策を提案することとし、提案者の特性や強みを活かした独自の提案を1件以上含めること。
- オ 提案する観光施策はソフト事業（必要に応じてハード事業も含む）とし、実現性の高いものとする。
- カ 観光施策の対象エリアは必ずしも本市のみではなく、周辺エリアを含めた施策も対象とする。

(3) その他

上記業務に加え、本業務において実施可能な効果的な取組について提案し、市と協議の上実施すること。

5 実施体制

(1) 業務実施体制の構築

本仕様書に定める業務を円滑かつ確実に実施することが可能な体制を構築し、各業務の実施に当たっては、責任者を配置するとともに、役割分担及び連絡体制を明確にすること。

なお、マーケティング調査業務については、地域の実情把握及び関係者との円滑な連携を図るため、市内事業者等に再委託を行うことができる。ただし、再委託を行う場合は、原則として業務開始前までに「再委託承諾願」を提出し、発注者の承認を得ること。

(2) 市内事業者との連携

市内事業者（観光事業者、宿泊事業者、祭りの実行委員会）等との調査実施に必要な体制を構築し、調査方法の説明や調査実施日の日程調整等、調査実施に必要な市内事業者との連携を確実に行うこと。

(3) 市との適切な協議

責任者は、本業務の実施に当たって、必要に応じて市とミーティングや必要な打ち合わせを随時行うこととし、協議に必要な資料は受注者が作成すること。

(4) その他

自然災害等により、実施予定日に調査を実施できないことが見込まれる場合は、市と受注者との協議の上、対応を決定すること。

6 計画書・報告書

(1) 年間の事業計画書の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(2) 事業実績報告書の作成

事業実施後において、事業実績報告書を作成し令和9年3月31日までに提出すること。実績報告については、紙（カラー印刷）2部、電子データを提供すること。

（※電子データについては、各調査の回答・集計の元データについて、提供可能な範囲で提供すること。）

7 その他

- (1) 受注者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受注者は、本業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに市に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受注者は本業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず市へ報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受注者は、本業務で知り得た機密、個人情報等について、秘密保護を厳守すること。
- (5) 受注者から引き渡しを受けた成果物に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、市に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- (7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。